

平成 25 年度 岡山大学大学院法務研究科

法学既修者後期入試 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

解答上の注意

1. この問題冊子は、表紙を含め 7 枚である。
2. 問題は、問題 1～問題 3 までである（さらに小問がある）。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。そのほか、問題 3 用の解答用紙が配布されている。
4. 各解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること（問題 3 の解答用紙には、試験科目名の記入は必要ありません）。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の事実関係を読んで、下記の設問に答えなさい。
(解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。)

【事実関係】

X は、岡山市北区津島中 1 丁目 3 番地所在の土地（本件土地）を所有している。本件土地は、平成 10 年 8 月に、Y が X から、毎年 12 月末日限り当年度分の地代を支払うとの約定で、建物所有を目的として借り受けたものである。

X は、平成 12 年 12 月 25 日、それまで、Y との間に賃貸借契約書が作成されていなかったことから、契約関係を明確なものとするため、Y との間で、以下の内容の本件土地賃貸借契約書を取り交わした。

- (一) 賃貸借契約の存続期間は、30 年とする。
- (二) 借地権は賃借権のみとする。
- (三) 賃料は、当初 2 年間は年額坪当り 6 万円とし、その後は近隣の地代相場を調査のうえ、XY 協議して、毎年の賃料を定めるものとする。

Y は、平成 12 年度分及び平成 13 年度分については、いずれも期限内に賃料を支払った。ところが、Y は、平成 14 年 3 月頃、本件土地所在地と同じ岡山市北区津島中 1 丁目にあり、面積及び立地条件がほぼ等しい自己が所有する賃貸土地につき、それまで坪当り 3 万円であった賃料を 5 万円に増額する旨賃借人に申し入れたところ、それでは高すぎるとして断られた。そこで、Y が近隣の賃料相場を調査した結果、坪あたり 3 万円であることが判明した。そのため、Y は、平成 14 年 12 月 31 日に X から同年度分の賃料として、従前と同様の坪当り 6 万円の履行を求められた際、「これまであなたのことを全面的に信頼してきました。賃料についても、あなたの申し出られた額に全く疑問を抱いてきませんでした。今回あることがきっかけで、近隣の賃料相場を調べさせてもらったところ、坪当り 3 万円というのではないですか。6 万円というのは、相場の 2 倍ですよ。いくらなんでも高すぎです。」と述べて、本件土地の賃料を近隣の地代相場並みに減額してもらいたいと申し入れた。しかし、X が Y の申し入れを拒否したため、Y は平成 14 年度分の賃料の支払いをしなかった。

その後 Y は X と、平成 15 年 1 月から 3 月にかけて数回賃料額について話し合いをしたが、X が終始一貫して Y の減額請求を拒否したため、話し合いは全く進展しなかった。

同年 3 月 30 日、Y は、X を発信人とする 1 週間の期限付で賃料の支払いを催告する旨の内容証明郵便を受領したため、同年 4 月 20 日、X に対し、賃料を坪当り 4 万円とする案を申し入れたが、この申入れも拒否された。

X は、同年 4 月 30 日、Y に対し、賃貸借契約解除の内容証明郵便を発送し、この郵便は、翌 5 月 1 日、Y に到達した。

賃貸借契約解除の内容証明郵便を受け取った Y は文面を読んで大いに驚き、平成 15 年

5月2日、岡山地方法務局に平成14年度分の賃料としてXの要求額である坪当り6万円で計算した額を供託した。Xは、「すでに解除がなされてしまってから供託しても意味がない」と突っぱねたが、Yは、「賃料額の交渉についてはできるだけの誠意は尽くしてきました。賃料の支払いについても、今回の事態が生じるまで1度も期限に遅れたことはありません。今回についても、支払が遅れたといっても、昨年度分の支払いが4か月遅延しているだけです。今後は、年額坪当り6万円の賃料を支払いますから、何とか契約解除の意思表示を撤回してください。」とXに申し入れた。

【設問】

上記の事実関係において、XYのどちらの主張が認められると考えられるか。XY間の法律関係を分析し、その理由も述べなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、【問題 1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 職権調査事項

(2) 訴訟能力

〔問 2〕

Xが、Yを被告とし、「甲地の所有者はXである」として、所有権確認請求訴訟（以下、「本訴」という）を提起した。本訴の係属中に、Yが、Xを被告とし、「甲地の所有者はYである」として、所有権確認請求訴訟（以下、「別訴」という）を別の管轄裁判所に提起した。Yの提起した別訴は、民訴法 142 条との関係で、適法であるか。根拠を示して説明しなさい。なお、本訴と別訴につき、確認の利益が認められることを前提に検討しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 下記の問1および問2に答えなさい。解答は、【問題3】用の解答用紙に書きなさい。

問1 下記の1～25の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、定款には別段の定めはないものとする。

1. A株式会社がその事業のためにする契約を商人でないBとの間で締結した場合、当該契約に基づきBがA社に対して有する債権の消滅時効期間は、他の法令に短期消滅時効期間の定めがない限り、商法の規定により五年である。
2. 監査役会設置会社は、大会社でなくても会計監査人を置かなければならない。
3. 株式会社の募集設立において、設立時募集株式の引受人は、発起人が定めた払込金額の払込みの期日に、設立時発行株式の株主となる。
4. 公開会社でない株式会社であっても、会社成立後、定款を変更して発行可能株式を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることはできない。
5. 判例によれば、株式の譲渡は、株主たる地位の移転であり、それ自体は株主の権利の行使とはいえないから、会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与しても、会社法120条1項の「株主の権利の行使に関し」利益を供与するものとはいえない。
6. 株券の交付を受けた者は、当該株券にかかる株式についての権利を取得するが、その者に悪意または重大な過失があるときは、取得できない。
7. 株式会社が株式を消却したとき、消却した数について発行可能株式総数が減少したものとみなされる。
8. 株主割当ての方法で新株を発行しようとするときは、公開会社であっても、募集事項の決定は株主総会決議によらなければならない。

《次頁に続く》

9. 記名式の新株予約権証券が発行されている証券発行新株予約権の譲渡は、株主名簿の名義書換をしなければ、会社に対抗することができない。
10. 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
11. 判例によれば、株式会社が定款をもって株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該株式会社の株主に限る旨を定めた場合においては、当該株式会社の株主である法人がその代表者の指揮下にある従業員を代理人として株主総会に出席させて、議決権を行使させることは、当該従業員が当該株式会社の株主でない以上、決議方法が定款に違反するものといわざるをえない。
12. 会計参与が株主総会において説明義務を負うことはない。
13. 株式会社において、ある役員の辞任により定款で定めた役員の員数が欠けた場合、辞任をした役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
14. 監査役会設置会社の株主は、取締役会議事録の閲覧請求をするには裁判所の許可を要するが、監査役会議事録の閲覧請求をするには裁判所の許可を要しない。
15. 委員会設置会社の執行役である取締役は監査委員となることができない。
16. 監査役は、取締役会の要求があったときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明をしなければならない。
17. 判例によれば、会社法 423 条 1 項の取締役の会社に対する責任は、債務不履行責任とは異なる特別の法定責任であり、取締役は任務懈怠につき故意又は過失のないことを証明しても、責任を免れることはできない。
18. 取締役会設置会社の取締役が自己のために会社と取引をし、それによって当該会社に損害が生じた場合には、当該取締役は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明することにより、当該取引に係る任務懈怠責任を免れることができる。

《次頁に続く》

19. 株式会社が有する自己株式に対しても、剰余金の配当は行われる。
20. 取締役会設置会社でない株式会社であっても、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。
21. 判例によれば、事業譲渡は取引行為であるから、代表取締役が株主総会決議を要する事業譲渡契約を株主総会決議なしで締結した場合でも、当該事業譲渡は内部的意思決定を欠くにとどまり、原則として有効であって、ただ相手方である事業の譲受人が、株主総会決議を経っていないことを知りまたは知ることができた場合に限り無効である。
22. 二以上の株式会社が新設分割をする場合、それらの会社間で、法定の内容を定める新設分割契約を締結しなければならない。
23. 株主総会決議取消しの訴えにおける請求認容判決には、将来効が認められる。
24. 新株発行無効の訴えにおける請求認容判決には、将来効が認められる。
25. 取締役の解任の訴えは、当該取締役が就任している会社のみを被告として、提起されなければならない。

問2 Y株式会社の取締役であるXは、Y社株主総会決議に基づきY社取締役就任時から月額50万円の報酬を受けてきていた。その後、Xの任期途中において、Y社株主総会は、Xの取締役報酬を無報酬にするとの決議をなした（以下、「本件決議」という）。Y社は本件決議に基づきXに対する報酬支払いを停止した。Xはこの措置に同意しておらず、Y社には、取締役の役職ごとの報酬基準を定めた内規や慣行はない。また、本件決議の前後で、Xの取締役としての役職に変更はなく、本件決議以前のXの職務執行になんら不適切なものはない。XはY社に対し、本件決議以降の報酬（月額50万円）を請求できるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

本問は、賃借人の賃料不払いによる債務不履行に基づき、賃貸借契約の解除が認められるのはどのような場合かについて、正確な理解がなされているかを問うものである。賃貸借契約は、賃貸人・賃借人間の信頼関係を基礎とする継続的契約関係である。債務不履行により賃貸借契約の解除が認められるのは、原則として、当事者間の信頼関係が債務不履行により損なわれると考えられるからである。それ故、債務不履行がなされても、信頼関係を破壊しない特段の事由が賃借人によって示されれば、契約の解除は認められない。解答に際しては、信頼関係の破壊の欠如が賃貸借契約解除の制限事由となることを示したうえで、信頼関係の破壊が生じているか否かを当事者の言動を手がかりに的確に分析することができれば、高得点が期待できる。

問題 2

〔問 1〕

民事訴訟法に関する基本的な概念についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

民訴法 142 条（重複する訴えの提起の禁止）の規律についての理解を問う問題である。

問題 3

問 1 は、会社法の諸規定や最高裁判例の正確な理解を問う択一問題である。問 2 は、取締役の任期中に無報酬とする株主総会決議があった場合の問題につき、最判平成 4 年 12 月 18 日民集 46 卷 9 号 3006 頁の判示内容を踏まえた検討が求められる。